

原子力の平和利用と公開の原則

豊島陸

最近の新聞の報ずるところによ

ると、アメリカ政府が、このほど、外務省に対して、ウラン濃縮に関する遠心分離法の研究開発の情報の公開について、日本側と協議したい旨の非公式申し入れを行ない、政府としても、公式申し入れがあれば、慎重に検討した上で、結論をだしたいと、述べたと、いわれている。

わが国では、原子燃料公社及び東京工業大学で、遠心分離法の研究が進められており、その研究内容も、国内外の会議で公表されてしまっている。

他国から原子力研究の公開について申し入れがあったことは、わが国の原子力三原則にかかるも

原子力基本法第二条は、「原子力の研究、開発及び利用は、平和のために限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力を資するものとする。」と原子力平和利用の根本原則と、これを前提とするいわゆる原子力三原則を宣言している。

原子力基本法の考え方の基礎となつたものに、日本学術會議でつくられた原子力憲章草案があるが、そのなかで、第一条「原子力の平和利用を目的とし、原子兵器についての開発利用は一切行わない。」、第二条「原子力の研究開発利用の情報は、完全に、公開さ

れ、国民は常に十分の情報に接しなければならない。」、第三条「諸界平和の見地において、わが国独自で、慎重に、解決すべきだと思う。アメリカでは、ウラン濃縮の技術情報が、各国に漏れると核兵器の開発につながるおそれありとして、民間における遠心分離法による研究を、すでに全面的に禁止するとともに、西独に対しても濃縮技術を秘密にする協定を結んでいる。

(1) 原子力の研究開発に関しては、及的に公開するよう努めること。
 (2) 原子力の研究開発に関しては、衆知を集めよう努力すること。
 (3) 原子力の研究開発に関しては、わが国の自主性をそこなわないように行なうこと。」との申し合わせを行なつてある。以上を通じて、三原則については、平和利用の根本原則との関連において、留意さるべきものであることがわかれれる。

公開の原則については、平和利用との関連において、慎重に検討すべきで、公開の字句のみにとらわれて、原子力平和利用の根本原則が、そこなわれることのないよ

うに留意すべきである。

(とよしま・のぼる)元原子燃料公社副理事長